

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成28年3月2日(水曜日)  
午後1時27分～午後6時05分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 三好睦子 副委員長  
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員  
西岡 晃 委員 山中佳子 委員  
高木法生 委員 岡山 隆 委員  
馬屋原 眞一 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
石田 淳司 議会事務局長 野尻 登志枝 議会事務局係長  
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
篠田 洋司 副市長 高橋 睦夫 病院事業管理者  
波佐間 敏 上下水道事業管理者 田辺 剛 総務部長  
大野 義昭 総務部次長 藤澤 和昭 総合政策部長  
三浦 洋介 市民福祉部長 杉原 功一 市民福祉部次長  
倉重 郁二 美東総合支所長 浜口 賢真 秋芳総合支所長  
松野 哲治 上下水道局長 久保 毅 会計管理者  
松永 潤 消防長 竹内 正夫 財政課長  
佐々木 昭治 企画政策課長 西山 宏史 生活環境課長  
福田 泰嗣 地域福祉課長 河村 充展 高齢福祉課長  
小田 正幸 監査委員事務局長 矢田部 繁範 施設課長  
三戸 昌子 管理業務課長 古屋 壮之 経営管理課長  
岡崎 輝義 市立病院事務長 池田 正義 市立美東病院事務長  
岡崎 寿徳 予防課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時27分開会

○委員長（河本芳久君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。本委員会に付託されました市長提出議案33件につきまして、審査したいと思いますので御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、議案については既に、提案説明がなされておりますので、執行部の方におかれましては、簡潔にひとつ要点のみを説明していただきたいと思っております。

それでは、議案第4号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第4号平成27年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の4-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ931万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,078万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出について御説明いたします。4-12、4-13ページをお開きください。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費では、人件費の確定により28万7,000円を増額しております。7款・1項ともに共同事業拠出金・1目高額医療費共同事業拠出金、説明欄001同名でございます。1,002万6,000円の増額補正でございます。これは、高額な医療費の発生により国保財政に与える影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体となりまして行う再保険事業で、各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源といたしまして共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会からの通知によりこの拠出金を増額補正するものでございます。

続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金、説明欄001同名でございます。3,016万1,000円の減額補正でございます。これは、1件当たり80万円以下の医療費を対象として、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業でございます。各保険者からの負担金を財源として共同事業を行っており、これも国民健康保険団体連合会からの通知により減額補正するものです。なお、この事業は、前年度まで30万円以上80万円までの医療費を対象としておりましたが、平成27年度より、その対象を拡大いたしまして1円以上80万円までとなり

まして、前年度に比べ最終予算額は大幅な増額となっています。この2つを合わせ、1項共同事業拠出金の補正額は2,013万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、11款予備費、歳入歳出の全体の予算調整を行いました結果2,916万円の増額補正をするものでございます。

それでは、歳入について御説明いたします。4-8、4-9にお戻りください。3款国庫支出金・1項国庫負担金、2目・1節ともに高額医療費共同事業負担金264万1,000円の増額補正でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の増額に対応するもので、国の負担割合は4分の1でございます。

6款県支出金・1項県負担金、1目・1節ともに高額医療費共同事業負担金264万1,000円の増額補正でございます。これも、歳出の高額医療費共同事業拠出金の増額に対応するもので、県の負担割合は4分の1でございます。

7款・1項ともに共同事業交付金、1目・1節ともに高額医療費共同事業交付金738万5,000円の増額補正でございます。これは、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知により増額となるものでございます。

2目・1節ともに保険財政共同安定化事業交付金6,155万4,000円の減額補正でございます。これは、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知により減額となるものでございます。

9款繰入金、1項・1目ともに一般会計繰入金、合計5,819万9,000円の増額補正で、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

まず、1、2節保険基盤安定繰入金では国保の財政基盤の強化を目的とした事業の経費確定により、保険税軽減分、保険者支援分を合わせ4,783万2,000円の増額補正を。次のページをお開きください。3節職員給与費等繰入金では、人件費の確定により28万7,000円の増額補正を。5節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の安定化等を目的とした事業費の総額が確定したことにより、653万9,000円の増額補正を。6節その他一般会計繰入金として、福祉医療制度の実施による国庫負担金減額相当額である国保負担軽減分として、354万1,000円の増額補正をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。28年度の予算に関係してくるんですけど、基金の取り崩しが27年度予算では4,000万円でしたが、今回はないように思うんですが、いくらかあるということでしょうか。同じようなことなんですけど、繰越金ですけど計算では26年度では2億円——2億2,500万円あったんですが27年度でおよそいくら分かるでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） 杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） まず最初に、三好委員の御質問にお答えいたします。基金につきまして予算の計上、最初の年はですね、最初の時期には繰越金というものは予算の中に見込んでおりません。それで9月の決算におきまして繰越金確定いたしまして、9月の議会に補正として繰上げということになっております。ですので、最終的には繰越金のほうが基金取崩予定額より大きいということになりますと、その繰越金を使いまして基金を取り崩さないようにしていくというかたちになっております。

それと、残額がいくらぐらいになるかという御質問……えっと今正確な数字を持っておりませんが2億を越す金額が繰り越しができるのではないかと考えておりますが、当初予算で1億円ほど基金を取り崩すという考えもありますので、ちょっと正確には出ておりません。2億円は繰り越しをしたいなと思っております。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第6号平成27年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたします。補正予算書の6-1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,476万8,000円とするものでございます。

まず、歳出ですが6-6ページをお開きください。1款環境衛生事業費補正額3万4,000円の増でございます。計で2,346万8,000円。

次に6-4ページをお開きください。歳入ですが3款の繰入金、補正額3万4,000円で1,851万6,000円、歳入合計が2,476万8,000円でございます。このたびの補正は、人事院勧告に伴う俸給表の改定及び期末勤勉手当率の改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範） それでは、議案第7号平成27年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。補正予算書の7-1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,882万2,000円とするものでございます。

まず、歳出ですが7-10ページをお開きください。1款農業集落排水事業費・

1 項農業集落排水事業・1 目一般管理費、補正額 1 2 万 3, 0 0 0 円の増で 1, 6 0 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

次に 7－8 ページをお開きください。歳入ですが、3 款繰入金・1 項一般会計繰入金・1 目一般会計繰入金、補正額 1 2 万 3, 0 0 0 円の増でございます。合計で 1 億 7, 6 5 4 万 2, 0 0 0 円でございます。このたびの補正は、人事院勧告に伴う俸給表の改定及び期末勤勉手当率の改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案 7 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号平成 2 7 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第 8 号平成 2 7 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。補正予算書の 8－1 ページをお開きください。このたびの補正は、決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 3 2 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 3 億 3 9 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

8－1 2、1 3 ページをお開きください。最初に、歳出について御説明いたします。1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費、0 0 1 一般職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う給料表の改定、及び期末勤勉手当率の改定によるものであり、1 8 万 4, 0 0 0 円を増額しております。0 0 2 一般管理業務につきましては、平成 2 7 年度の介護保険制度改正に伴う電算システム改修について改修が一

部不要となりましたことから、委託料252万5,000円を減額補正するものであります。

続きまして、2款保険給付費につきましては、それぞれのサービス需要量に基づき、増額また減額を行っております。平成27年度の当初予算につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき予算計上を行っておりますが、事業費見込みを積算する際に、平成27年度の介護報酬改定の個別内訳がまだはっきりしておらず、介護報酬改定率が全体でマイナスの2.27%との情報であったことから、各サービス費におきましては、それぞれ事業量を見込み、当時の介護報酬単価に対してマイナス2.27%を加味し、予算編成を行ったところであります。

したがって、個別の報酬改定を実際に見てみますと、サービス給付費と大幅に乖離が生じているところがございます。そのことをまずもって御説明させていただきたいと思っております。

それでは、順を追って御説明いたします。まず、1項介護サービス等諸費についてであります。これは、要介護認定者の介護給付に係る費用となります。1目居宅介護サービス給付費につきましては、特定施設入居者生活介護などが、計画よりも利用が大幅に伸びたことから1,400万円の増額補正となっております。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、軒並みマイナスの報酬改定で、先ほど御説明しましたマイナス2.27%よりもさらに3%前後の乖離が生じております。利用見込みにつきましては、それぞれ前後はありますが、小規模多機能型居宅介護において計画を下回り、全体では450万円の減額補正となっております。

次に、5目施設介護サービス給付費につきましては、こちらも軒並みマイナスの報酬改定となっており、サービス費の構成比で一番大きな介護老人福祉施設においては、変動の大きいところではマイナス6%の改定となっているところでございます。利用見込みにつきましては、介護老人保健施設において若干下回っているところから、5,500万円の減額補正となったところでございます。

8-14、15ページをお開きください。次に、7目居宅介護福祉用具購入費、及び8目居宅介護住宅改修費につきましては、報酬改定は関係ございません。当初の見込みを上回る見込みから50万円及び150万円をそれぞれ増額補正しております。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、報酬改定においてプラス3.5%から3.6%となっており、計画のマイナス2.27%とは6%近い乖離が出ております。また、ケアプランの策定状況も計画よりも上回る見込みから800万円の増額補正としております。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費でございます。こちらは、要支援認定者の介護予防給付に係る費用となります。1目介護予防サービス給付費につきましては、軒並みマイナス改定であり、先ほどの介護サービス給付費以上の改定となっているところであります。中でも、構成比の高い通所介護においてはマイナス23.8%、計画値とは21.5%程度の乖離が出ております。利用見込みも計画を下回っていることから、3,300万円の減額補正としております。

8-16、17ページをお開きください。続きまして、4項高額介護サービス等費についてであります。こちらは総じて、介護給付費が下がっていることや、自己負担限度額の見直しが影響し、300万円の減額補正としております。

続きまして、6項特定入所者介護サービス等費についてでございます。1目特定入所者介護サービス費においては2,150万円、2目特定入所者介護予防サービス費においては30万円の実績見込みにより増額補正としております。

続いて、3款地域支援事業費・1項介護予防事業費・2目介護予防二次予防事業費でございます。001二次予防事業対象者把握事業の委託料において136万4,000円を減額補正しております。これは、入札減によるものでございます。

8-18、19ページをお開きください。次に、2項包括的支援事業・任意事業費・1目介護予防ケアマネジメント事業費及び2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては人件費に関するもので、人事院勧告に伴う給料表の改定、及び期末勤勉手当率の改定によるものであり、12万1,000円と14万5,000円をそれぞれ増額補正しております。

続きまして、7款予備費につきましては、これまで御説明させていただきました各事業費の財源調整により、超過見込みとなります保険料を予備費として計上するもので、993万4,000円を増額補正するものでございます。

続いて、歳入についてですが、ページは8-8、9ページからになります。歳入につきましては、ただいま歳出で御説明いたしました各事業の事業量の変更等に伴い、それぞれ算定をしているところでございます。



説明は、以上になります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。介護利用者の負担が1割から2割になったんですが、現役並所得の人が2割になったんですけど、このパーセントというか、どのぐらいになったんでしょうか。

3件お尋ねいたします。

それと、特養に入る基準が要介護の3からでないと入れなくなったんですけど、その入れなくなった人が——1、2の方でも入れるよとそういった事例が何人いらっしまったのか、それと住宅改修——住環境ですが、住宅改修ですけど上回ったと説明がありましたけれど、何件多かったのでしょうか、以上3点お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） 執行部、今資料がございますか。（「またでもいいです」と呼ぶ者あり。）はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの御質問につきましては、かなり細かい数字になりますのでただいま資料を持ち合わせておりません。後ほど御回答をさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） それでいいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 住宅改修が何件ふえたかも分からないでしょうか。

○委員長（河本芳久君） じゃあ執行部、後ほどまた休憩をとりました時に、もし回答ができればお願いします。それじゃあほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

2号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長(杉原功一君) それでは、議案第9号平成27年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。補正予算書の9-1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,247万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,640万5,000円とするものでございます。

では、歳出を御説明いたします。9-10、9-11ページをお開きください。一番最後のページになります。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄001後期高齢者医療広域連合納付金1,247万6,000円の減額補正でございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成27年度決算見込みにより、同広域連合へ納付する、特別会計への事務費負担金101万1,000円と保険基盤安定負担金1,146万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。前のページにお戻りください。3款繰入金・1項一般会計繰入金・1目事務費繰入金を101万1,000円減額し、同じく2目保険基盤安定繰入金を1,146万5,000円減額補正するものです。歳出で御説明いたしました事務費等負担金と保険基盤安定負担金に対応するものでございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成27年度決算見込みにより補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長(河本芳久君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) それでは、これより議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算(第2号)を議

題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第10号平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。資料のほうは、白い背表紙の補正予算書並びに概要説明資料を用いて説明させていただきたいと思っております。このたびの補正につきましては、収入におきまして業務予定量等の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出におきましては給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の補正を行うものでございます。

それでは、はじめに予算書第2条に規定する業務予定量の補正についてですが、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。その中の「(2) 一日平均患者（利用者）数」の項目になります。この表の中で、既決予定量、これにつきましては当初予算編成時に見込んでおりました、入院患者数、外来患者数等になりますけれども、これに対しまして決算見込みを——決算を見込む際に、まず美祢市立病院の入院患者におきましては1日平均17.8人の減、外来ならびに透析を合わせまして23.1人の減、市立美東病院におきまして、入院患者数は15.8人の減、外来患者数におきましても5.3人の減を見込むところでございます。

また、介護老人保健施設グリーンヒル美祢ですけれども、入所におきましては1.4人の減、これに対し短期入所につきましては1.4人の増を見込んでおり、また通所利用者数につきましても0.2人の増を見込んでおるところでございます。

この業務予定量の見直しに基づきまして、予算第3条に規定いたします病院事業等の収益的予算の補正について御説明いたします。次のページの2ページをお開きいただきたいと思います。まず、収入につきましては、先ほど申しました業務予定量の変更に伴い、1款の病院事業収益を5億1,618万8,000円、2款介護老人保健施設事業収益を790万6,000円、それぞれ減額するものでありまして、この結果、収入合計を37億9,383万6,000円とするものでございます。

なお、介護保険施設事業収益につきましては、平成27年度に改正がされました介護報酬の改定、これがマイナス2.27%が影響したものと考えております。

続きまして、支出についてですが、支出につきましては各事業において決算見込みに基づき調整を行い、1款の病院事業費用を1億2,476万6,000円、2款の介護老人保健施設事業費用を418万円、それぞれ減額するもので、こ

の結果、支出合計を40億3,773万8,000円とするものでございます。

次に、予算第4条に規定する病院事業等の資本的収支予算の補正です。収入につきましては、1款病院事業資本的収入について、両病院におけます病床設備整備に充てられる県補助金、これは地域医療介護総合確保基金を活用した事業でございますけれども、こちらのほうの交付決定に伴い県支出金を643万1,000円増額し、収入合計を3億7,393万4,000円とするものでございます。支出につきましては、1款の病院事業資本的支出をリース債務支払額の精査により23万1,000円減額し、支出合計を5億1,580万1,000円とするものでございます。

以上の補正予算に基づく平成27年度の予定損益計算書ですけれども、概要説明資料の10ページ以降をごらんいただきたいと思います。まず、10ページにおきましては美祢市立病院についての予定損益計算書になりますけれども、当年度純損失として2億4,785万1,000円を。また、12ページには美東病院のほう掲載しておりますけれども、当年度純利益として401万8,000円を。次の14ページにはグリーンヒル美祢になりますけれども、当年度純損失といたしまして257万円、最後に16ページの訪問看護ステーションにつきましては、当年度純利益といたしまして169万7,000円をそれぞれ計上する予定のものでございます。

以上の4施設を合計いたしますと、概要説明資料の8ページ、9ページになりますけれども、美祢市病院等事業会計全体におけます当年度の純損失につきまして、2億4,470万6,000円を計上する見込みとなっております。

議案第10号平成27年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）に関する説明については、以上とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この病院の補正について、ちょっと市民の皆さんから、特に私美東地区で聞いたんですが、よく意味が分からなかったのでちょっと後から資料請求したいと思うんです。その市民の皆さんの質問はですね、8億円以上の税金を補助金として投入しちよると、病院事業にね。それで、まあ言い方は悪いんですが8億数千万もその病院に補助金を出しちよるんかと。私の記憶では全部が補助金とは思っ

てはないんですけど、答えることができませんでした。

もう一点は、美東病院、これは市立病院とはちょっと法的にかなり機能が違うんじゃないかというふうに思っておったんですが、この病院を第一病院、または済生会病院に委託すると聞いたが本当かというふうな質問があったんですね。そのことにつきまして、合併して平成20年ですが、当時病院あり方検討委員会があったというふうに皆さん御記憶じゃあなかろうかと思うんですね。たしか羽生先生が病院の特別顧問ということで会長に就任されて、あり方検討委員会というのをやられたと思うんです。

その時に法定外繰入金、それから法定、基準内の繰入金の問題があったと思っています。たしかあり方検討委員会では法定内基準の分しか認めない、法定外は認めないとかいう、たしか結論が出るってということで、当時秋山議長であったと思うんですね。病院事業調査特別委員会をつくって、結果として私がその時の委員長だったわけでありますが、議会側はたしかその時、国保病院である美東、あるいは市立病院としての旧美祢市にある病院、この二つの法的な違い、あるいは法定外繰入金の問題、あるいは経営形態、独法法といいますかね、独立法人もしくは、まだ当時企業会計が公営企業会計が全部適用になっていない時代だったと思うんです。そういうのを全部議論したと思うんですね。さらに、院外薬局の問題、医師の研修制度の問題そういうものを議会側としては当時どういうあれだったのか、もしですね、たしか私報告書としてまとめてお出しをしたと思うんです。よろしければ、それを出していただいて、その上で私質問をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河本芳久君） この件について、私今記憶に定かでないです。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 定かでないとおっしゃったんですが、実はたしか20年、合併後、病院のあり方というものをどうするかということで執行部のほうは病院あり方検討委員会というのを立ち上げられた。議会側は調査特別委員会をつくって、そして多分、河本議員さんも当時議員でおられたと思うんですが、私が委員長として結論を出して報告書を出した覚えがあるんです。ただ、それを手元に持っておりませんので、どういう議論をし、どういう結論を出したか定かではございませんが、先ほど申し上げたいのは市民の皆さんの誤解を解きたいのが一つ、それから、この総務の皆さんも一緒にその辺を情報を共有したいと。その上で質問をしたいと、ということで委員長に資料要求を申し上げたんですが、ただお答えは記憶が定かで

ないということは、ちょっとよく回答の意味が分からないんですが。

○委員長（河本芳久君） あり方検討委員会があったのは事実ですけども、その中身についてどういうふうな結論を出されたのか、それについての今ここで説明するものをもっておりません。今竹岡委員が言われたようなことについて本委員会でもう一遍ひとつ精査して市民の疑問に答えていくと、こういうことを提案されたんですが、いかがいたしましょうか。（発言する者あり）それじゃあ事務局の方に確認しますが、今その当時の資料がありますか。あればこの席に求めてよろしいですか。それじゃあちょっと……。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 資料の方は議会側で準備されると思うんですけど、一方で病院のほうで病院のあり方事業報告書の答申書というのを出していると思います。その分も必要でしたら、こちらのほうでそっちは、準備したいというふうに考えておりますがよろしいですか。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） それじゃあ議会のほうは議会のほうでまとめた資料、病院のほうは、病院の資料をそれじゃあ提出いただくので、少し休憩を取りたいと思います。

午後 2 時 1 0 分休憩

.....  
午後 2 時 3 9 分再開

○委員長（河本芳久君） それでは再開いたします。先ほど、病院事業のあり方検討委員会、これについて特別委員会の報告書、それから美祢市病院事業あり方検討会の委員長の報告書、この二つが答申と報告書が出ておりますが、これについて今竹岡委員のほうから御指摘のありました件について、もう一度竹岡委員のほうから要点を説明願いたいと思います。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと委員長、いきなり振られたけど、じゃあ目に追いながら申し上げたいと思います。まず、記憶をたどりながら病院事業調査特別委員会の調査項目というところがあると思います。七つあると思います。一つは美祢市立病院と美東国保病院の法的な違い、二つ目が経営形態は現状では公営企業法の一部適用であるが全部適用か独立行政法人かの検証、三番目が医療制度並びに医師の研修制度の変革による医師不足、それから 4 番目が財政力の低下と病院繰入金、5 番目が地域医療の構築、6 番目が院外薬局の展開、7 番目が豊田前地域医療について

と。これだけの項目をやったと思います。羽生特別顧問を確か2回ないし3回ぐらい、委員会にお呼びをして、議論を交わしたわけではありますが、先ほど私が質問申し上げたように、8億円以上の補助金をしてるんかと、一般会計から、こういう質問に対して私が軽々に答えなかったのは、基準内繰入金と基準外、私たちが言っている法定外繰入金、このことがよく明確に分からなかったんで、それで答えられなかったんです。どこでやっていますかね。

まず、法的な病院の違いというのは、まとめの中に書いてあると思います。現状と課題並びにまとめというのがあると思います。これが、委員会のまとめでございまして、美祢市立病院は自治体病院でありまして二次救急を中心に医療機関としての役割を果たすと。これが市立病院であって、美東病院のほうは国保病院であると。いわゆる初期救急体制をとりながら、包括ケア、地域包括医療ケアを拠点とする保健、医療、福祉全体のサービスを提供すると、こういうことで明確に機能を分担しながら進めていくというのが、当時確認事項であったと思うんですね。

経営形態については、結果として全部適用、いわゆる公営企業会計の全部適用をやったと思うんですね。それから、研修制度等についてもいろいろ取り組みましたが、きょう私の質問を申し上げたいのは、いわゆる法定内繰入金と法定外繰入金、羽生先生のほうは、いわゆる法定外繰入金をしないで健全経営を図れと、こういうことだったんです。議会はそれに対して、そうじゃないよと、補正予算概要書の何ページですかいね……4ページ。これ、いわゆる市立病院と美東病院、介護老人保健施設、訪問看護、病院経営改革事業、これ事務局ですよ、経営管理部ですよ。大企業で言えば——企業で言えば、やっぱしそうした経営管理部、いわゆる経営ノウハウを蓄積しながらやっていくという、同じような考え方だろうと思うんですね。その中でここに収益的収入、それから資本的収入の中に負担金補助金、下の段に基準内、基準外と書いてあるんです。この辺を我々はその基準外も投入すべきだということのは、どこにありましたかね……。過去、合併するまで市立病院は経営安定補助金というかたちで、多い時には、議長ちようど持ちちよってやけ、ちよっと見せてくださいね。ええっとですね、かなりの金額、平成元年なんかは3億7,000、それからその次は2億4,000、少ない時は5,000万位——3,500万か。そうした金額を投入しながら、この過疎地の美祢の医療を守ろうじゃないかというんで、実は使ってた、これは完全に法定外だと思うんですね。病院のほうから在り

方検討委員会で法定外はだめだという言い方をされて、それで少し見直してきてやったんだというふうに私は思います。そこで、法定内、法定外のちょっと概念を…  
…あら、きょう病院の事業局長おらんの。(発言する者あり) それかね。ほんなら、  
確か当時副市長、事務局じゃなかったですかいね。藤澤部長かいね、どっちかいね、  
どっちも両方で結構です。答えられる方でひとつ答えていただきたいと思います。

○委員長(河本芳久君) 副市長。

○副市長(篠田洋司君) それでは、私のほうから説明させていただきたいと思いま  
す。今お配りしている中で一般会計繰入金(法定基準内)の考え方という資料があ  
ると思います。これはその時……ありますか。これは、病院調査特別委員会——  
病院事業調査特別委員会の時に配付された資料でございます。説明が重複するかも  
しれませんが、再度一般会計の繰入金について説明させていただきたいと思いま  
す。資料にも法定内基準とか負担金とか補助金とか、いろいろ言葉は出てきますが、  
法的な根拠について説明させていただきたいと思います。

まず、地方公営企業法の第3条には、経済性と公共の福祉の両立が求められてい  
るところでございます。また、地方公営企業法は法律……地方公営企業法第17条  
の2において、1つが、その性質上当該地方公営企業の経営を伴う収入をもって充  
てることが適当でない経費、及び2つ目として、当該公営企業の性質上能率的な経  
営を行なってもなお、その経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であ  
ると認められる経費について、一般会計等において負担するものとされております。

具体的な内容は、地方公営企業法、施行例にうたっております。その内容は、受  
益者負担になじまず、一般行政事務の肩代わりを行なっているような事務、事業に  
要する経費とか、あと山間、離島等の地域における医療の確保を図るために設置さ  
れた病院、または診療所で、その立地条件により採算をとることが困難であると認  
められる経費、地域における医療水準の向上を図るため必要な高度、特殊な医療で  
採算をとることが困難であると認められる経費においては、施行例によって繰り入  
れが定められております。

さらに、地方公営企業法の17条の3においては、「地方公共団体は、その他特別  
の理由により必要がある場合は一般会計、その他特別会計から地方公営企業の特別  
会計に補助することができる。」というふうにされております。つまり、病院事業の  
一般会計からの繰り出し、負担については地方公営企業法でこれを認め、政令で一



般会計等で負担すべき経費を定め、毎年度総務省自治財政局長から繰出基準が通知されます。この繰出基準に該当する経費については、その年度の地方財政計画に計上され、地方交付税の対象となるものでございます。要するに、お配りしている一般会計繰入金の考え方の裏面、いわゆるこの網かけ部分以外の経費が地方交付税の対象となっている経費でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） もう一つお尋ねしたいんですが、美東の国保病院……確かどっかで見たんじゃないけど4,000万くらい、一旦、国保会計に入って国保会計から病院会計に繰り入れるというような手法もあったやに思うんですが、その辺はどうなんですかいね。

○委員長（河本芳久君） 古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） ただいまの竹岡委員の御質問でございますけれども、先ほど竹岡委員もちょっと触れられましたが、美東病院についてはもともと国民健康保険病院というふうな位置付けがされております。その国保病院につきましては、国民健康保険法に基づいて設置をするものでございまして、合併後もその性格を引き続いております。

その中で国民健康保険の調整交付金、これは病院の施設整備、機械の配置等の要する経費の一部を補助していただけることになってます。これにつきましては、国民健康保険事業特別会計を一旦経由させて、国からそちらの特別会計で受けて、美東病院のほうに交付がなされておるところでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あまり専門的だからちょっと分かりにくいんですが、まあ網掛け以外は、交付税措置があるということですから、それはよく分かりました。そうするとほとんどが例えば、これはかなり古い——これは議会に出したやつですか。それで古いんですね。調査特別委員会に出した時の資料ということですね。分かりました。そうすると今の質問がずれました。すいません。大体は分かったんですが、もう一つ、経営管理部門の六千——27年度のあれは6,489万9,000円ですか。これらはやっぱり基準外になるんですか。私が考えるに普通の企業だったら

経営管理部っていうのは、やっぱり完全なこの会社経営するためには大事なセクションでありますし、先ほどもちょっと申し上げましたが、財政のコントロール以外に経営ノウハウをやっぱり蓄積していかなくちやいけない。そういう部門なんですが、その辺をちょっとお教え願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） おっしゃることも、もっともだと思いますが、こちらとしては基準外というふうに位置づけております。といいますのも一体的管理ということで、一方で事務的経費、いわゆる経理、それほどこの病院でもその経理部門発生するわけでございますので、それに要する経費っていうのは、基準外というふうに位置づけております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうすると市民の皆さんにお答えするとするならば、8億—確か27年度で8億数千万ありましたよね、8億5,000万ですか、この中でいわゆる1億ちょっとの除く分は、いわゆる法定外だと。そしてそのうちのほとんど、6,400万—6,500万がさっき私が申し上げた経営管理経費、3,000万が出資金ですか、老健施設のね。（発言する者あり）1億のうちのね、法定外の1億のうちの大半は、そうした経理部門といいますか、そういうものに使っていると。そういう理解でいいんですね、そういうふうに説明していいわけですね。あとの7億5,000万に近いものは、いわゆる公営企業法に基づいた交付税措置がほとんどとれるものが投入されていると、こういうことでいいんでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 今の御質問でございますけど、お見込みのとおりでございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） じゃあもう一点の分なんですけど、いわゆる具体的に何でそんな病院名が出たか僕も分かりませんが、その方がおっしゃるのは、国保病院—いわゆる美東病院がどっかの病院に—第一病院というのは、私の記憶では小郡だろうと思うんですね。あと、済生会病院という名前も出たんですね。それにその経理委託をすると、市長はそういうこと考えちよるんかという質問だったんですけど、

私はイエスともノーとも答えてません。何でかっていったら、執行部じゃないから分かりませんが……なんでそんな話が出たか分かりませんが、万が一の場合、そういうことが可能なのか、そしてそれが市民の皆さんにいわゆる私は商業ベースでものを考えるんじゃないかと、やっぱり自治体病院っていうのは、それなりの役割を果たすのが仕事だろうと思うんですが、その辺の質問に対してどう答えたらいいか私自身も分かりません。質問の趣旨も不明確かもしれませんが、そうしたことができるのかどうか。万が一そうしたときにいろんな交付税措置だとか、そういうものがとれるのかどうなのか。委託するっていったって、ただで委託するわけにはいかんだろうと思うんですね。その辺の見解があれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） ただいまの御質問でございます。全国的には、指定管理者制度へ移行した例とか、民間譲渡という例がございます。私もちょっとうろ覚えなんですけど、全国で……私がいた当時は1,097の自治体病院があったと思います。そのうち、民間譲渡とか指定管理した病院っていうのは、指定管理者制度に移行が13程度で民間譲渡が20くらいあったんじゃないかと思っております。そうした場合は、やはり地方公営企業の適応でないと当然交付税算定はされません。

それと指定管理者であれば、指定管理者制度の移行であれば、当然指定管理料ということになります。また、民間譲渡ということになれば、やっぱりこちらがこういう医療を提供してほしいということであれば、あとお金の面での折り合いということになるでしょうし、なかなかハードルが高い部分があるかと思っております。

何より、自治体病院の存在意義っていうのが住民に、その地域で不足した医療を提供しようということでございます。ですから、そういうことから鑑みますれば、やっぱり住民の方の——こちらとしては、市としては充分、安全・安心を提供するために、確保するためにこの地域で不足している医療を積極的に展開していく必要があるかと思っております。

何よりもそれは、住民の人が全員、民間譲渡してくれっていうのであれば話は別だろうと思いますが、我々としては安全・安心を確保する上で病院は絶対不可欠なものでありますので可能な限りきちっとした医療を提供したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 委員の皆様方も2つの病院については、市が管理運営を責任をもって存続をさせていくと、こういう確認がなされておるが、その出発の当初に私は検討委員会に入っておりませんでしたので、ここの委員さんたちはほとんど入っておられるようですが、一応そういったことの再確認と補助金についても健全化に係る一般分と特別分の補助金、こういったかたちで対処しておるという確認でよろしいですか。それじゃあ、この件について終わりたいと思います。資料提供について大変ありがとうございました。（発言する者あり）

それでは引き続きまして、先ほどの8号……介護保険事業の時に3件ほど三好委員から質問がございましたが、この件について説明ができればお願いします。はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 先ほど、三好委員よりいただきました3点の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、本人負担が1割の人、2割になられた方が何%になるかということでした。パーセンテージで言いますれば、12月末現在で約4%となります。2、105人に対しまして83人の方が該当されております。

続きまして、2点目でございます。特養が——特別養護老人ホームの入所が3以上になっておりますけれども、こちらの1、2の方の該当が何人かということですが、今現在1、2の方が特別養護老人ホームに入所されている人数でいきますと、15人の方が入所をされております。これは、法改正の前から入所されている方、またこの4月以降に手続きを踏まれて入所されている方、合わせて15人でございます。

なお、4月以降にそういった特例の手続きをされました方は、同じ15人となっておりますけれども、この15人手続きされた方が全て入所に結びついているわけではございません。中にはまだ、在宅で待機されている方もいらっしゃいますということも併せてお知らせしておきます。

3点目が住宅改修の件でございます。150万円の増、これが見込みを上回っているという御説明をさせていただきました。こちらにつきましては、今年度の予算、こちらが905万4,000円、補正予算で150万プラスの1,055万4,000円ということで補正計上させていただいております。

この件につきましては、今年度の申請件数、当初見込んでおりましたのが108件。当初計画数値として見込んでおりましたのが108件で、実績見込みでいきますと111件ということになっておりますけれども、御存じのとおり住宅改修の支給につきましては、1件あたり20万円を上限額として支給されるものであって、1件あたりの金額が結構伸びているというところの実績が上回っているというところから、150万円の増額補正とさせていただいたというところがございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 三好委員、いいですか。

それでは、本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この度の平成27年度の、この美祢市病院等事業会計補正予算ですけれども、特に病院事業収益、病院医療収益に関しまして、従来よりも大きくちょっとマイナス幅がちょっと拡大しているかなと、そのように思っております。

そういったことをこういったところのものに関しまして、まず一つ一つ課題があると思っております。ここを今後、課題を一つ一つクリアしながら、今後どうかこの医療——病院医療収益がさらに縮小していくよう……収益が拡大——収益が今回大きく下がっておりますので、これがマイナス幅が何とか縮小して収益がふえていくよう、課題一つ一つクリアしながら、どうかこの辺の医療収益が上がっていくようにどうか努力していただきたい。こういった要望をお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） 今のは要望でございますから、質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほどから市民の皆さんの質問っていうのは、私はやっぱり市民の皆さんは不安を感じられたと思うんですね。したがって、執行部におかれましては、こうした市民の皆さんが不安を感じないように、特に当時合併した後で検疫の——なんか医療検疫ですか、というような話もあった中で、美祢地域医療圏という言葉が初めて出されたと思うんですね。したがって、市民の皆さんが安全・安心に暮らせるという不安を払拭して、美祢地域医療圏の充実を図っていただきたいと、このように要望を申し上げたいと思います。

そして、きょうここにおられるのを見たら、メンバー見たら委員長さんだけが…  
…だから記憶にないとおっしゃったと思います。あとは全員このメンバー皆、検討  
委員会におったんですよ。おかしいなと思ったら委員長だけはずれちゃった  
から。そうしたこの全員のこの総務民生の委員の皆さんは、ちょうどこの検討委員  
会に入っておられたんで、理解も深まったと思うんですね。ぜひ、先ほど申し上げ  
たように市民の不安を払拭していただきたい。それから、岡山委員も質問の時に申  
されたんですが、ぜひ健全経営を目指して頑張っていたいただきたいというふうに思い  
ます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） たしかに今年度は収益がかなり落ち込んでおりま  
して、これは一つに外来と入院患者さんのかなりの減数といえますか、少なくなっ  
たことが一つ原因でございますけれども、いろいろ経営の改善を今からやはり、本  
格的にやっっていかなきゃいけないということと、収益を上げるためには、やはり医  
師の確保が……まず、医師を確保してということが大事の……収入、収益の増収の  
源というか、ありますので、それに全力を注ぎたいというふうに思っております。

それから、美東病院も市立病院も私の耳には、民間とか済生会とかそういったと  
ころに委託とか、そういうことは現在のところする予定はないというふうに思っ  
ております、私自身ですね。ですから、今後も美祢市の皆さんの、市民の皆さんの安  
心と安全ということを目指して、両病院の経営と医療、診療を十分皆さんに満足い  
ただけるように努力したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） それでは、御意見も出ましたが、そのほか御意見はござい  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案10号を採決いたします。本案に  
ついて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案の  
とおり可決されました。

次に、議案第 22 号美祢市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） それでは、議案第 22 号です。美祢市行政組織条例の一部改正についてであります。議案書が 22-1 ページ、資料が 1 ページになります。

これは、美祢市萩市競艇組合が平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴い、本条例の事務分掌から「競艇事業に関すること」を削除するものであります。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第 22 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第 23 号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。議案書が 23-1 から 5 ページ、資料が 2 ページから 14 ページになります。

これは、行政不服審査法等が改正されたことに伴い、本市における関係条例を整備する条例を制定するものであります。主な内容は、不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化すること、審査請求期間を 3 カ月に延長すること等の改正内容について、関係条例において所要の改正を行うものであります。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

- 委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
はい、三好委員。
- 委員（三好睦子君） このあれは、多岐にわたってちょっと理解しにくいところがあるんですけど、介護保険とかで認定について不服があるときも、この対象になるのでしょうか。
- 委員長（河本芳久君） 大野総務部次長。
- 総務部次長（大野義昭君） これは、申請等に関する処分に対する法令改正でございますので、今言われたように介護申請等行なっていて、その行政処分ですよ、結果に対して、もし不服等があれば審査請求をしていただく、そういったかたちになると思います。
- 委員長（河本芳久君） 三好委員。
- 委員（三好睦子君） 関連なんですけど、ほかにもいろいろ申請して、不服が——不服っていうか、納得がいかないということがあると思います、社会保障制度とかの中で。それにも皆、関係してくるのでしょうか。例えば生活保護とか、いろいろありますよね。全てに関係するのでしょうか。
- 委員長（河本芳久君） 大野総務部次長。
- 総務部次長（大野義昭君） ただいまの御質問ですけど、今言われたようにそれぞれいろんな申請に対しまして、審査基準とかそういうものを設定しておりますので、不服等があればそれに関しまして審査請求をしていただいて、どういった根拠に基づいて処分を下したか、ちゃんとした説明責任を果たすようになりますので、該当するということになります。
- 委員長（河本芳久君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（河本芳久君） それでは、これより議案23号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



次に、議案第24号美祢市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） それでは、議案第24号は美祢市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。議案書が24-1ページになります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものであります。主な内容は、営利企業等に再就職した者による依頼等の規制、再就職情報の届け出等であります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する質疑なしと認めます。それでは、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案24号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号美祢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第25号は、美祢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。議案書が25-1ページ、資料は15ページになります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の公布等により、本条例の一部を改正するものであります。主な内容は、人事行政の運営等の状況の公表事項に「人事評価」と「退職管理」を追加し、「勤務成績の評定」を削除すること、また「不服申立て」を「審査請求」に改めることなどであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
三好委員。

○委員（三好睦子君） 参考資料の15ページなんですけど、改正案では職員の人事評価の状況とあります。以前はこの件でお尋ねしたことがありますけど、その時副市長さんは評価ではなくて、勤務評定ではなくて、職員の能力を引き出すようなことに向けていきたいと言われたような気がします。言葉は違いますが、そのような内容だったように思うんですが、この15ページを見る限り、現行の7番ですけど、これには勤務評定とはっきりありますが、この右側の改正の欄を見れば、略となっていますが、これはどのように理解すればいいのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず、現行です。現行、現行の今7番で勤務評定という文言が記載されていると。この勤務評定が改正後でいきますと（2）ですね。（2）のほうの職員の人事評価の状況、これに変わります。それで、号が1個ずつずれますので、さっき言われた7というのは、今まである内容と変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら勤務評定はあるということなんですか。人事評価…  
…。変わってないということは、あるということでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えをいたします。勤務評定というのは、これまでそれぞれ上司ですね、一般職員の上司のほうで、一方的に職員の能力、そういったものを評価して、いろんな昇級、あるいは昇格等を行なっていました。これが今度は人事評価のほうに変わります。だから、勤務評定がなくなりまして、人事評価のほうに移り変わります。人事評価というのは、今度はそれぞれ職員、あるいは上司等がそれぞれ勤務に関しまして、いろんな目標等を設定いたしまして、お互いに意思疎通をしながらいろんな目標に向かって業務を成していく、そういった評価をやっていくようにという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） そのほか質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、議案25号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第26号は、美祢市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてであります。議案書が26-1から4ページ、資料は16から22ページになります。

これは、住民ニーズが高度化・多様化する中、短期間の内に、高度な専門知識や経験が要求される場合があります、迅速な対応ができないものがあります。このため、専門知識や経験を有する者を最大5年間の任期を定め、採用することで、本市における緊急かつ重要な諸課題に対応するため、本条例を制定するものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 26号ですけど、これ育児——25でしたっけ。育児休業がうんぬんって書いてあるんですけど、26——26育児休業ですよ。ね。（発言する者あり）この育児休業の場合、これは基準日以外の6カ月以内の基準とか、期末手当は支給されるとか、この辺をちょっとはつきり知りたいんですが、7条——16ページの7条について、お尋ねします。（発言する者あり）2条と7条の関連ですけど、お尋ねします。（発言する者あり）これ、短期間の職員には無いということでしょうけど、その7条では6カ月以内の期間においては、この育児休業で勤務した時間に相当するときは、期末手当を支給するとありますけど、このままあれでしょうか。

その下になんか特例とありますけど、ちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 今ですね、ここに書かれております条例は、通常の条例に対しまして、逆に言えばこのいま任期付職員で採用された職員も、こういったいろんな育児休業の間とか、そういったものを適用するといった内容でございます。

で、任期付職員に関しましては、普通の臨時職員とは違いまして、勤務条件等がかなり普通の職員と全く同じような状況になります。だから、任期付職員に対しましても期末勤勉等の賞与等が出るようになっております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） はい、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） はい、御意見なしと認めます。これより、議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） はい、全員異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第27号は、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。議案書が27-1から2ページ、資料が23から25ページになります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の公布により、所要の改正を行うものであります。主な内容は、地方公務員法を引用している本条例において、号ずれが生じたこと、また、本条例に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」及び「特別支援学校」の小学部を追加するものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） はい、意見なしと認めます。これより、議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美祢市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第28号は、美祢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美祢市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてであります。議案書28-1ページになります。

これは、この2つの条例に規定してある公務災害の補償に関する業務を山口県市町総合事務組合において共同処理することとしたため、当条例を廃止するものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第29号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。議案書が29-1から6ページ、資料は26から38ページになります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の公布による人事評価制度の導入、行政不服審査法施行に伴う関係条文の改正、また、平成27年人事院勧告により、これに準じて給与等所要の改正を行うものであります。主な内容は、「勤務成績」を「人事評価」に改めること、給料表を平均0.4%、勤勉手当を年0.1カ月分引き上げることなどがございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 給料表については、わかりませんが、29-1について——29ページの1です。これ、再任用職員とかありますが、これ再雇用とか再任用とかあるように聞いたんですけど、給与等の待遇についてはどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 再任用職員に関しましても、条例で給与等の待遇等は明記しております。で、現職を退いて——退職された方は年金の接続というかたちで、年金が支給される期間を再任用というかたちで働いてもらうようになります。給与は現職よりは下がります。賞与等も半分近く下がるようなかたちになります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 再雇用っていうのがあるように聞いたんですけど、あるんですか今……。何か再任用と再雇用があると聞きましたが……。再雇用です。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 職員を退職して、雇用する職員ですね。継続してする場合は再任用というふうによんでおります。再任用に関しましては、条例上は65歳までは延長するように——延長することができるというふうに規定されておりますので、再任用の延長というかたちになりますので、再雇用という概念は持っておりませんが……。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それじゃあ、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認め、これより議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第30号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。議案書が30-1ページ、資料は39、40ページになります。

これは、国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、同法を引用する美祢市職員の退職手当に関する条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。この条例は公布の日から施行しますが、一部、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。これより、議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市ふるさと人材育成基金条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案書32-1ページを、また、参考資料につきましては41ページをお開き願います。

議案第32号は、美祢市ふるさと人材育成基金条例の一部改正についてであります。美祢市ふるさと人材育成基金につきましては、これまで美祢市ふるさと人材育成基金、2億646万7,991円の利子を特定財源として充当し、市民海外研修事業を実施しておりましたが、平成28年度からは、美祢市ふるさと人材育成基金を繰り入れて、人材育成に有効活用することとしております。

このことから、美祢市ふるさと人材育成基金条例において、財源として充当することのできる事業として規定しております「国際交流事業」、「教育・学術・文化・スポーツ事業」、そして「市長が特に必要と認めるもの」の三つのうち、「文化」をより具体的に「芸術・科学・伝統芸能・伝統工芸」と改めるものであります。

また、併せて本市において人は財であるという考えに基づき、「人材育成」の「材」を「材料」の「材」から、「財産」の「財」に変更するものであります。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第34号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。議案書は34-1ページ、参考資料は44ページになります。

この度の一部改正につきましては、認知症総合支援事業の実施日を平成30年4月1日から平成28年4月1日とするため、所要の改正を行うものであります。認知症総合支援事業の実施に当たりましては、当初、平成30年4月1日の開始を予定しておりましたが、その後、全国の市町村の実施状況や実施計画を鑑み、国の実施要綱の見直しが行われ、本市においても早期に着手することが可能となりましたことから、開始日を早め平成28年4月1日に変更するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） これを改正される時、ケアマネの指定とかも市が指定するようになってしまうと思いますが、これも前倒しになるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま、三好委員のほうから御質問ございました件については、このたび実施させていただきます認知症の総合支援事業の部分とは異なるものと考えておりますが……。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護については、全てケアマネが関係してくるんじゃないでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） このたび実施いたします認知症総合支援事業につきましては、認知症の推進員を設置して、例えば認知症のカフェを行うとか、医師を招いての相談会を行うとか、そういったものでございまして、いわゆる介護予防日

常生活支援総合事業とは異なるものでございますので、その辺を御理解いただければと思いますが……。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 参考資料の44ページには、この地域支援……ちょっと待ってくださいね。この中には、介護予防日常生活支援総合事業等に関する措置と書いてあります。日常生活支援等総合事業に移行するにはケアマネも必要ではありませんか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 参考資料のほうにございます、表題の部分のことを言われたんだと思います。いわゆる総合事業と言われております、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、これまでも29年4月1日から実施しますということ、こちらの条例のほうで——条例の附則の中でうたわさせていただきます。

この度は、認知症に関する事業について、30年4月1日から平成28年4月1日に変更するというので、認知症の事業のみを前倒しでさせていただき措置を講ずるものでございます。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 前倒しということでは認知症のことということなんですが、ケアハウスですか、認知症のグループホームとかを今からふやすとか、そういった計画もありまして——あるのかどうかわかりませんが、このことで前倒しになっているのでしょうか、お尋ねします。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。（発言する者あり）

○高齢福祉課長（河村充展君） この度の条例の一部改正が施設整備につながるのか、そういったものでは全くございません。認知症の方に対する——もう少し詳しく言いますと、認知症総合支援事業というものが認知症の初期集中支援推進事業や認知症地域支援ケア向上事業、そういったものがございまして、施設整備に関するものはこの中にはございません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明の中では、認知症が全面に出ていますけど、44ページにもありますように、これは説明の中では医療介護生活支援事業の前倒しで、国の方針からは30年と——30年から実施するとあるのに、これを前倒しするということは、認知症対策については、よいかもわかりませんが、この表題からみると介護の専門性もありますし、前倒しのってということが総合支援——総合事業は介護の仕事を地域のボランティアとか地域の団体を活用することになって、介護っていう大事な専門職を非専門職によるサービスの提供につながると思いますので、この議案に反対いたします。

○委員長（河本芳久君） 反対の意見がございましたが、そのほか意見はございませんですか。

それじゃあ、これより議案第34号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手多数でございますので、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に議案第35号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 議案第35号は、美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。議案書は35-1ページ、参考資料は45ページでございます。

この度の改正は、市内3カ所がございます不燃ごみの持ち込み先のうち、美東一般廃棄物最終処分場と秋芳一般廃棄物保管施設における不燃ごみの持ち込み手数料を美祢市大嶺町奥畑にある一般廃棄物最終処分場における手数料と同様に、重さ100kgまで100円、以降100kgを超えるごとに100円増していくとの料金に改正するものであります。

また、秋芳一般廃棄物保管施設では不燃ごみの持ち込み者が事業所の場合、割り増しの手数料をいただいておりますが、他の2施設に合せて事業所向けの手数料の割り増しを撤廃するものでございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回の美祢市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正ですけれども、これは生活環境課の長年の懸案事項ということで、なんとか解決していきたい重要な案件であったと私はこのように思っております。

そういったことで、今回、計量器が設置されたということで——されるということで、今回、共通料金、美祢市、美東、秋芳町、これで統一料金になったということで、合併8年でより一層、この美祢市の醸成というものが、まあこれによっても一歩前進——進んでいくのではないかと、このように思っております。

それで、この持ち込みに関してですね、100kg以下、100円、100kg超えるごとに100円ですけれども、こういった上限というのを今まで3トン以上が1万5,000円というのがあったんですけど、今回上限については全然書いてないんですけれども、こういった家庭系ごみ、事業系ごみというもの、一体どこまでこの上限というのが、これ書いてないです。書かなくても大丈夫なのかどうか、この辺について、ちょっとお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） 今回の条例改正は、3施設のうち、美祢地区奥畑の現に稼働しておる施設の料金体系に美東の施設、秋芳の施設の料金体系を合わせにかかるとでございます。

それで、上限の設定なしで大丈夫かという、今岡山委員さんの御質問でしたが、合併以降今日まで、合併以前からもですね、美祢市大嶺町奥畑の施設で、大量過ぎる持ち込みがあって、処分に困ったというような事例はございませんので、今のところそのような危惧はいたしておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかに、はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 附則におきまして、この条例は平成28年10月1日から施行するようになっておりますが、この理由をお願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、西山生活環境課長。

○生活環境課長（西山宏史君） ざくっと申し上げますと、美東地域、秋芳地域の市

民の皆様には、不燃ごみの持ち込み手数料の料金値下げということになります。料金が値上げであっても、あるいは値下げであっても、受益者負担の変更を伴うものでございますので、通常一定の周知期間を設けるのが常識的な対応かと思っております。もっと、具体的に申し上げますと、不燃系のごみでございますので、持ち込むタイミングがある程度その、市民の方の裁量の幅が大きいと。で、値下げされることが分かれば、10月1日以降に持ち込むんだってというケースが出てこようかと思えます。それで、私も可決いただいたら、できるだけ速やかに、この情報は特に美東地域、秋芳地域には、丁寧にお流ししようと思っております。

以上でございます。(発言する者あり)

あつ、済みません。それともう1点ございます。周知期間のほかに、美東地区のみにトラックスケールと申しまして、車ごと重量を、重さを計る計量器っていうのがなかったんです。それをですね、28年度の当初予算盛り込ませてもらいまして、工事する期間が必要という側面もございます。

以上でございます。

○委員長(河本芳久君) その他、質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 御意見なしと認めます。これより、議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務部次長。

○総務部次長(大野義昭君) 議案第39号は、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。議案書が39-1ページ、資料は47から50ページになります。

これは、議案29号と同様に平成27年人事院勧告により、給与等所要の改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第39号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、岡崎予防課長。

○消防本部予防課長（岡崎寿徳君） 議案第40号は美祢市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。議案書40-1ページから、参考資料は51ページからになります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されました。これに伴い、美祢市火災予防条例の一部、別表第3を改正するものであります。

改正の内容は、近年、市場に流通するようになった家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリドル、直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器を備えたガスグリドル付こんろを厨房設備、参考資料56ページとなります。それと調理用器具、参考資料63ページに追加するものであります。

また、最大入力5.8kw以下、1口当たりの入力3.3kw以下の電磁誘導加熱式調理器を、電気調理用機器、参考資料66ページに追加するものであります。併せて、別表第3の規程の表現を整理するものであります。なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第40号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第12号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、40億2,000万7,000円と定めるものでございます。

はじめに、平成28年4月からの制度改正等について、主なものを御説明いたします。まず1点目は、国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。保険税には医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、この3つがございます。このうち、医療給付費分に当たる基礎課税額の限度額が現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が現行の17万円から19万円に改正されます。合計で4万円の引き上げとなります。なお、介護納付金課税額の限度額は現行の16万円から変更はございません。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置を低所得者に配慮したものに見直すものでございます。国民健康保険税には、世帯の所得状況に応じ、均等割と平等割、これを7割、5割、2割軽減する制度がございます。このうち、5割と2割の軽減について、経済動向等を踏まえ、その適用の範囲を拡大するための改正を予定しております。

この制度では、所得額により軽減の割合を判定いたしますが、その所得の決定に用います基礎となる額を、5割軽減では26万円から26万5,000円に、2割

軽減では47万円から48万円に見直すことにより、軽減判定所得の枠を拡大し、軽減措置を受けやすいものとする予定でございます。

以上の内容等を考慮しまして、平成28年度の予算を編成しております。

それでは、歳出から御説明いたします。366、367ページをお開きください。それでは最初に、1款総務費でございます。国保事業運営上の経常経費であります人件費・事務費を計上しております。

次のページをお開きください。次に、2款保険給付費・1項療養諸費でございます。一般被保険者を5,995人、退職被保険者等283人を見込み算定しております。1目一般被保険者療養給付費については、22億3,366万2,000円を計上し、特定財源として国庫支出金・県支出金、4億6,128万6,000円、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、諸収入、合わせまして12億255万9,000円を見込んでおります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費については、9,462万9,000円を計上し、特定財源として療養給付費交付金6,610万7,000円を見込んでおります。次のページをお開きください。諸収入については、12万5,000円でございます。

次に、3目一般被保険者療養費、これは柔道整復師の施術、補装具、はり・きゅう療養費として、1,134万9,000円を計上して、特定財源として国庫支出金・県支出金234万1,000円を見込んでおります。

4目退職被保険者等療養費といたしまして、88万7,000円を計上し、特定財源として療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次に、2項高額療養費です。高額療養費は、1カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた分を支給される制度で、1目一般被保険者高額療養費として、1ヵ月当たり2,672万3,000円を見込み、3億2,067万5,000円を計上し、特定財源といたしまして国庫支出金・県支出金が6,622万2,000円、前期高齢者交付金1億9,913万9,000円、共同事業交付金5,531万4,000円を計上しております。

2目退職被保険者等高額療養費として、1,624万5,000円を計上し、特定財源として療養給付費交付金を同額見込んでおります。

それでは、374、375ページにお移りください。3款・1項ともに後期高齢



者支援金等・1目後期高齢者支援金といたしまして3億2,481万8,000円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度への支援金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として国庫支出金・県支出金を1億5,792万2,000円、療養給付費交付金を897万3,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。これも中ほど下になります、6款・1項・1目ともに介護納付金です。9,346万8,000円を計上しております。これは、介護保険の2号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金、4,673万3,000円を見込んでおります。

その下の7款・1項ともに共同事業拠出金です。1目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。この拠出金、7,692万9,000円を計上し、特定財源として国庫支出金・県支出金3,846万4,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。2目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険税の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円までの全ての医療費を対象とした再保険制度です。国保連合会を事業主体といたしまして、県内国保の保険者からの拠出金を財源として事業を行っております。6億8,419万8,000円の拠出金を計上し、特定財源といたしまして共同事業交付金6億6,464万5,000円を見込んでおります。

次に、8款保険事業費・1項・1目ともに特定健康診査等事業費2,474万円です。2,000人の受診者を見込んでおります。特定財源として、国庫支出金・県支出金2,247万8,000円、諸収入3,000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。2項保健事業費・1目保健衛生普及費、これでは特定保健指導の利用促進、高齢者を中心とした市民の健康づくり、及び美祢市温水プールの利用促進を目標とした水中運動教室実事業等に305万3,000円を、2目疾病予防費では脳ドックや、はり・きゅう施術への助成事業に118万4,000円を計上しております。

次のページをお開きください。10款諸支出金・2項繰入金・1目直営診療施設勘定繰入金として4,000万円を計上しております。これは、国民健康保険診療施設である美東病院の医療機器等の整備に係る助成で、電子カルテの導入に係る経費に充てるものでございます。特定財源として、国庫支出金を同額計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。354、355ページにお戻りください。1款・1項ともに国民健康保険税でございます。平成27年度、10月の賦課状況を参考にしております。現年度分の収納率については、特別徴収100%、普通徴収では94%ということを見ております。滞納繰越については、一般被保険者分・退職被保険者等分ともに収納率を14%として算定しております。一般被保険者は先ほど申しました5,995人を見込み、一般被保険者国民健康保険税といたしまして、5億5,409万1,000円、退職被保険者等は283人を見込み、退職被保険者等国民健康保険税として、2,839万7,000円、次のページをお開きください。合わせまして5億8,248万8,000円、平成27年度に比べ4,686万2,000円の減額となっております。これは、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け減額となるものでございます。その他以降になりますが、国庫支出金・県支出金、療養給付費等交付金につきましては、それぞれの負担率に応じて計上しております。

それでは、358、359ページにお移りください。5款・1項・1目ともに前期高齢者交付金13億8,163万7,000円です。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。前期高齢者医療制度に基づき実施されるものです。全国の65歳から74歳の方の医療費を国保や他の健康保険等の各保険者で調整を行うもので、前期高齢者の加入率が高い保険者には交付金が多く支給され、低い保険者は納付金を多く支出することにより調整が行われております。

次のページをお開きください。一番下になります、9款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金、2億8,558万7,000円でございます。これは、一般会計より国、県が示します制度基準内の繰入金でございます。説明欄、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分1億777万7,000円。

次のページをお開きください。保険基盤安定繰入金、保険者支援分6,047万

6, 000円、職員給与費等繰入金5, 280万7, 000円、出産育児一時金等繰入金420万円、財政安定化支援事業繰入金3, 995万2, 000円を計上しております。その他一般会計繰入金2, 037万5, 000円、これは、国保被保険者負担軽減対策費助成事業で、福祉医療制度の実施に係る国保負担軽減対策のための繰入金でございます。

平成28年度は診療報酬基準の改定等により、医療費の動向は以前に比べ微弱な増加になると見込まれますが、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け、9款繰入金・1項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金に1億円を計上しております。

なお、当初予算では繰越金を見込んでおりません。9月議会の決算で繰越金が確定した後、12月議会で繰越金が増額補正となるもので、基金の取り崩しについては現在のところは、しなくても済むのではないかと予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 一般会計からの繰り入れなんですが、法定外繰入で国保税を引き下げるというお考えは……たびたび聞きますが、再度お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの、三好委員の御質問にお答えいたします。以前から御回答しておりますとおり、30年度からは国保の広域化ということで、県も参入してまいりまして、新しい制度に移行いたします。現在あります繰越金と基金につきましては、その対応にも必要だと考えておりまして、現在、今の保険税でいきますと、歳出と歳入がそれぞれバランスがとれた形になっております。一部の保険料を下げたりするということもございますが、これは1年だけで済むものではございませんので、長い年度を考えて慎重に決めていくべきと思っておりますので、現在ではそちらのほうの対応は考えておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、副市長。

○副市長（篠田洋司君） この件については12月議会で、竹岡議員が制度的なものを説明したらというふうに、私解釈しておりましたが、ちょっと制度的に御説明し

たいと思います。

まず、国民健康保険は——分かったらうなずいていただきたいと思います。国民健康保険は、法律によって、国民健康保険事業特別会計を設けることを定めております。特別会計の財源は税金ではなく、収められた保険税、保険料で別経理すべき性質のもので、つまり、受益、恩恵を受ける者が財源を負担すべきという考えでございます。

三好委員言われるように、加入率が100%だったら、特別会計を設ける必要もありませんし、一般会計で処理すべきものだということでございます。現在、国保加入率は23.9%でございます。

つまり、これを厚労省からもですけど、基本的な考えは、国保の財源は患者の自己負担分を除く、給付額については、基本的には保険料と公費で半分ずつ負担することとなっております。一般会計の繰り入れは、国保加入者以外の住民も含めた住民の負担となることから、不公平感を招くという懸念もあるわけでございます。これは、厚生労働省の見解でございますので、そのまま申し述べます。

しかし、国保税は、国保加入者は高齢者も多く、財政基盤も脆弱なため、一般会計からの制度的な繰り入れが定められたものでございます。ですから、この定められたものについて、全額算定基礎となるものについて、すべて一般会計から繰り出しているということでございます。すべて

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この国保会計予算に反対いたします。今副市長からるる説明がありました。本当に今市民の方が、国保の加入者の方が国保税が高くて大変だというのは、まぎれもない皆さんの声です。国保加入者の方は年金暮らし、そして、失業された方、自営業とか、また、非正規で働いておられる方、本当に収入がいたって少ない人たちです。一般会計からの法定外繰入をしている、全国的にはそんな市、町があります。そのように、加入者の声が高い、何とかしてほしいという軽減策に応じて、一般会計の法定外繰入をしている市もあります。この暮らしと命を守

る予算であるべきだと意見を述べます。

○委員長（河本芳久君） その他意見は……そうすると反対ですか。

○委員（三好睦子君） 反対です。

○委員長（河本芳久君） 反対。その他、御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

そこで、10分間ほど休憩をしたいと思います。25分までひとつ中断いたします。

午後4時15分休憩

.....

午後4時25分再開

○委員長（河本芳久君） それでは、再開いたします。

次に、議案第14号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第14号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を説明いたします。予算書の426ページをお開きください。まず歳出ですが、1款環境衛生費事業費2,551万2,000円、前年比46万9,000円の減でございます。2款、3款とも前年比同額でございます。合計で2,681万2,000円を計上しております。

続きまして、430ページをお開きください。3歳出、1款環境衛生事業費・1項総務管理費・1目一般管理費620万5,000円を計上しております。前年比152万3,000円の減でございます。2項維持管理費・1目処理場管理費1,930万7,000円、前年比105万4,000円の増でございます。

次ページ、432、433ページをお開きください。主な事業といたしまして、説明欄の下段、施設整備工事といたしまして黒谷ポンプ場ポンプの更新、終末処理場の屋根修理費などで、261万3,000円を計上しております。

続きまして次に歳入ですが、428ページをお開きください。2歳入、1款使用料及び手数料1項使用料・1目環境衛生事業使用料を597万円、前年比5万2,000円の減、2款分担金負担金の環境衛生事業負担金3万円、3款の繰入金の他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,580万9,000円、2目観光事業特別会計繰入金480万3,000円、合計で2,061万2,000円、前年比41万7,000円の減でございます。歳入合計が2,681万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） 議案第15号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。予算書は37ページであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176万7,000円と定めるものであります。

それでは、歳出のページで併せて財源を御説明いたします。446、447ページをお開きください。1款住宅資金貸付費であります。償還事務に係る経費としまして、9万7,000円を計上しております。特定財源としまして、県補助金を6万9,000円、諸収入、これは償還金ですが2万8,000円を見込んでおります。

次に、2款公債費であります。元金及び利子は、それぞれ総務省への償還金であ

り 88万5,000円を計上しております。特定財源といたしまして、諸収入 88万5,000円を見込んでおります。

次に3款予備費といたしまして、78万5,000円を計上しております。特定財源としまして、諸収入 78万5,000円を見込んでおります。なお、現在の対象者は8名、貸付件数は13件であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第16号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を説明いたします。予算書の452ページをお開きください。歳出ですが、1款農業集落排水事業費1億555万6,000円、前年比712万5,000円の増でございます。2款公債費1億1,282万7,000円、前年比1,046万3,000円の減、3款予備費30万円で合計2億1,868万3,000円を計上しております。

続きまして、458、459ページをお開きください。歳出ですが、1款農業集落排水事業・1項農業集落排水事業・1目一般管理費2,673万円、これは説明欄の中ほど002一般管理業務1,390万6,000円、前年比1,040万円の増でございます。これは、4地区の終末処理場が供用開始しておおむね10年から20年経過しており機能診断するための調査費を業務委託料として1,000万円を計上しております。下から4行目の2目施設管理費7,882万6,000円、

前年比31万円の減でございます。

次に歳入ですが、454ページをお開きください。歳入、1款分担金負担金・1項分担金・1目農業集落排水事業分担金21万9,000円、2款使用料及び手数料・1項使用料・1目農業集落排水事業使用料4,188万9,000円、3款国庫支出金・1項国庫補助金・1目農業集落排水費国庫補助金800万円でございます。これは、先ほど歳出で御説明いたしました機能診断のための調査費の補助でございます。4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目も同じでございます。1億6,847万5,000円で前年比1,126万6,000円の減でございます。

続きまして、451ページにお戻りください。歳入合計を2億1,868万3,000円でございます。

これで説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第16号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第17号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の49ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、33億3,802万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主な内容について御説明します。予算書の480、481ページをお開きください。はじめに、1款総務費につきましては、特に前年度との変更はございませんが、1項総務管理費・1目一般管理費において、介護保険システム



の改修費が少なくて済みますことから、総務管理費全体としては対前年度比では543万9,000円の減となっているところでございます。

次に、2款保険給付費につきましては、484ページからになります。第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービス及び居宅サービスの事業量の見込みをもとに算定した、給付費の見込みにより予算を計上いたしております。

なお、平成27年度の補正予算の際にも御説明いたしましたが、平成27年度の当初予算におきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、当時の介護報酬単価に対し、マイナス2.27%を加味し、予算編成を行っていたところでございます。従いまして、平成28年度予算は平成27年度と大幅に乖離が生じているということ、まずもって御説明いたします。

それでは、個々のサービス費について御説明いたしますが、1項介護サービス等諸費につきましては、全体で対前年度比5,351万3,000円増の27億6,713万8,000円を計上いたしております。このうち、1目居宅介護サービス給付費と3目地域密着型介護サービス給付費において、対前年度比で大きな差が生じております。これにつきましては、法改正により通所介護のうち、定員18名以下の小規模の通所介護につきまして、地域密着型サービスに区分変更されますことから、これに係るサービス費につきましては、居宅介護サービス給付費から地域密着型介護サービス給付費に組み替えを行なっているところでございます。

また、5目施設介護サービス給付費においての対前年度比197万2,000円の減、及び次のページでございしますが、9目居宅介護サービス計画給付費の対前年度比758万2,000円の増となっておりますものは、報酬改定によるものでございます。

次に、488、489ページになります。2項介護予防サービス等諸費につきましては、対前年度比2,322万4,000円減の総額1億4,951万3,000円を計上いたしております。減となりました主なものは、1目介護予防サービス給付費でございしますが、この費目に含まれる通所介護分の報酬改定が影響しているところであります。

次に494、495ページになります。6項特定入所者介護サービス等費におきましては、総額1億5,931万8,000円を計上しておりますが、増となった主なものは、1目の特定入所者介護サービス費であり、これは、制度改正に伴う低

所得者の方への補足給付の増によるものでございます。

以上が、保険給付費になりますが、総額で31億4,271万2,000円を計上いたしているところでございます。

次に、3款地域支援事業費でございます。1項介護予防事業費におきましては、全体として699万9,000円を計上し、対前年度比533万円の減額となっております。

次に、2項包括的支援事業・任意事業費についてであります。このうちの4目在宅医療・介護連携推進事業費から6目認知症総合支援事業費が新たに加わった費目であります。地域包括ケアシステムの構築のため、4目在宅医療・介護連携推進事業費におきましては、在宅医療と介護連携に関する講演会開催に係る経費を計上し、5目生活支援体制整備事業費におきましては、コーディネーターを配置するための予算を計上、さらに6目認知症総合支援事業費におきましては、推進員設置経費等を計上いたしているところでございます。

続いて、歳入についてでございますが、472、473ページからになります。歳入予算につきましては、ただいま御説明いたしました歳出予算に対する必要財源を計上いたしているところでございます。

説明については、以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 今回の3月議会の初日に、お願いいたしました資料が提出されております。この説明をちょっとしていただきたいと思っております。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 本定例会初日におきまして、介護保険事業特別会計に関して、地域密着型介護サービス給付費について、平成27年度当初予算と9,732万6,000円の差額が生じているが、これの内訳を示されたいということで、山中委員のほうから御質問いただいたところでございます。こちらの回答につきましてですが、先ほど予算説明の際にも申しましたとおり、介護保険制度の改正によりまして、平成28年4月1日から小規模の通所介護事業所、こちら定員18名以下の通所介護事業所になりますが、こちらについて、地域密着型サービスに位置付けられたところでございます。このことにより、2款保険給付費、1項介護サ

ービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費に計上いたしておりました通所介護サービス費のうち、定員18名以下の通所介護事業所に係る費用分を、同3目地域密着型介護サービス給付費に移行処理しているものでございます。

なお、サービス費が、移行分がきりに数字が一致していないところでございますけれども、これはこれらのサービス給付費に含まれております内容の報酬改正並び実績等、総合的に加味した上で予算計上させていただいておりますので、移行分が全く一致していないということになっております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 昨年3月、第6期介護保険事業計画素案をいただきまして、その概要を基に一般質問をしましたが、その中でこの計画の中に新たな施設建設計画を組み込むというお話でしたが、今回の予算にこの建設計画が組み込まれているかお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま山中委員より御質問いただいた件でございますけれども、このたびの平成28年度の特別会計予算の当初予算の中には、ただいま言われました新たな施設に関するサービス費については、計上はされてはおりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） その計画の中では29年度末までに施設を建設するというふうに書かれておりましたが、この計画の今後の日程についてお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの山中委員の御質問にお答えをいたします。日程につきましては、まだ詳細につきましては、明確に定めてないところでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 29年度までに建設するというお考えは変わらないわけですね。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 第6期の介護事業計画、介護保険事業計画を策定させていただいた際に、必要と見込まれたものを計画の中に盛り込んでおります。

したがいまして現在、私どもは必要のものという認識のもと、事業を進めておるところでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 私たちはちょっと会派のほうで、美祢市内の4つの特別養護老人ホームから資料提供していただき調査した結果、今年の2月中旬で要介護3以上の待機者が175人のうち、在宅は59人、病院へ入院されている方が76人、他の介護施設や老人ホームに入所されてる方は40人となっています。

その中で施設に退所者があり、入所の御案内をすると医療の必要性が高く、退院許可が出ないとか、また、特養での受入れは対応困難な方や本人が在宅を希望する、また家族が居宅継続を希望するなどの理由で入所しないか、もしくは、できないという状況が現実にはあるということが分かりました。

その結果、待機者の10.8人に対して、1人の入所者ということが現場からの直近の報告です。待機者175人を10.8人で割ると、実際に入居される待機者は16.2人となり、美祢市の特養の定員数352人で、1年間で新たに入所される人数は約100人とされておりますので、待機期間は1.9カ月、すなわち2カ月弱待てば入所できるという結果になります。

これはあくまでも、事業所から提出された数字を基にしていますので、市の判断とは多少は異なるかもしれませんが、今こういう現実があるということを理解していただいて、この計画についても一度考えていただきたいと思います。

これは、要望になりますかね。

○委員長（河本芳久君） 今の要望に対して何か御意見があれば、はい河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま山中委員のほうからお話しがございました。

特養の関係の施設整備のことでございます。私どもも行政といたしまして特別養護老人ホーム、広域型また地域密着型、その施設に対しまして実態の調査をさせていただいているところでございます。

12月末現在で、実際の申込総数といたしまして重複者を除けば、12月末現在244人、1月末現在が250人と、ふえているところでございます。併せまして、在宅の方につきましても82人、12月末時点で82人のものが1月末時点で90人とふえているところでございまして、この数字は今後まだまだ高齢化進む中でまだふえていくものと考えているところでございます。

今現在私どもの中では、計画策定時と同じように必要な施設であるというところで今現在は考えているところでございますので、今後動向を見ながら検討したいと思いますが、実態の数字というものがこういったものでございますということを御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかに。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 特養の施設の方も、空きが出ましたということで非常に皆さん御苦労されまして、いろいろ待機されている方にコンタクトを取られたらしいんですが、なかなか空きが埋まらないで、事実まだ空きのある特養があるということを知っております。実態をしっかりと見つめていただきまして、判断していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君） この件は要望ですね。はい、要望です。ほかに質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 住宅改修に関わることなんですけど、来年度から事前の届出制になるんでしょうか。これは、業者を市長が指定するようになるように聞いたんですが、そうなんですか。

それと、今の地域密着型っていうのが不透明で、何もかもがみんな地域密着型になって、その事業内容が多すぎてちょっと分からないところがあるんですが、特定施設でタイプが2個あると勉強のなかで見ましたが、その中で事業所が介護施設を、あの外部の介護サービス事業所と提携してサービスを外部から受けるということもあるのかどうか。

それから、その中で、この本体の中でサテライト居住施設というものもあるのでしょうか。こういったことをつくる予定が、今の言われた説明の中に入っているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま、三好委員のほうから御質問いただいたところでございますが、若干分からないところがございます、分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

住宅改修の件、一番最初言われました。事前の届出がいるのかとお話 شدったと思うんですけども、それはまず住宅改修を希望される方が事前に届出が必要かという意味でよろしいですか。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 業者の選定をするときに、希望する側でなくて、事業所を指定する——指定というか登録しておかないとできなくなるようなことを聞いたんですが、美祢市もそうなんですか。

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 今現在私の認識と申しますか、その件については特にそういったことが必要ないと考えておりますが……。それと、その後質問をいただいた件ですけど、第6期の事業計画の中にほかの施設整備があるのかというところがございます。地域密着型の特別養護老人ホーム29床の関係が1件と、定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービスが1件を予定しているところがございます。

特定施設の件を確か言われたと……。特定施設入所者施設生活介護の件について御問いただいたところがございますけれども、外部のサービスを利用される場合と、その中でサービスを利用される場合とがあるかという御質問なんではないでしょうか。ちょっと確認させていただければと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） はい、そうなんです。特定施設では、事業所が美祢市になくても、事業所——外部——だから美祢市になくてもその事業所を提供してサービスが外部から受けることができるっていうタイプがあると、28年度の介護を勉強する中で、ちょっと見つかったんですけど、そういうのを美祢市でやるのかどうかというのが……その先ほどの山中委員の質問の中にもありましたけど、施設をつくるということでこれにあたるのかなとか思ったりしたところなんです。

この資料提供の中にも、小規模多機能型とありますので、特別養護老人ホームがこういった形で施設をつくるという方向に進むのでしょうかと思いましたので聞き

ました。

○委員長（河本芳久君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの御質問に対してお答えになるかどうかというところが分かりませんが、有料老人ホームとか軽費老人ホーム、略して「サ高住」と言われておるサービス付き高齢者住宅といったものが市内にもいくつかできております。

その中で、介護保険関係のものにつきまして、一定の基準、指定の基準、人員の基準とかですね、施設基準とか設備基準、運営基準そういったものをクリアしたものは介護保険制度の中で、特定施設入居者生活介護という位置づけがあるところがございます。

このサービスの中では御利用者の入浴や排泄、食事等の介護そういったものを受けられるサービスなんですけれども、これについては介護保険上のサービスというところで位置づけられております。

先ほど言いました有料老人ホームとかサ高住とかそういった中で、そういったサービス、施設内でサービスを提供されない事業所も当然中にはあろうかと思えます。そういった場合は、外部からのサービスを受けられる。また、外部のほうへ出向かれて通所介護とかそういったものを、サービスを受けられるという場面が出てくるものと思われま。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、以上とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） それじゃあ、三好委員。

○委員（三好睦子君） 地域密着型サービスに関連してなんですけど、その今の課長の答弁の中にありましたけれど、ちょっと分からないっていうか、あまりにも漠然というか、そうなんです、特別養護老人ホームで事業所がなくても、サテライト型というのがあるんですが（発言する者あり）サテライト型をつくられるのかどうか。この度の6期介護保険の中に、今施設をつくりたいと言われたので、どういがあるのかということも、ちょっと知りたいのでちょっと確認の意味で聞きましたが……聞きました。

○委員長（河本芳久君） ちょっと要点を明確にして、質問をしてくださいね。

○委員（三好睦子君） あしたの一般質問でさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 今の質問はいいわけですか。（発言する者あり）それじゃあ、回答については明日の一般質問の中で回答を求めると。こういうことでございます。ほかに、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいま委員長のほうから一般質問で回答をとということでございますが、質問の内容がまだはっきり分からないんですが……。 （発言する者あり）第6期の事業計画の中で整備いたしますものは、先ほど申しましたように地域密着型の特別養護老人ホーム、併せまして定期巡回随時対応型訪問介護看護、この二つのサービスを整備する予定といたしております。ほかのサービス、施設そういったものを整備する予定は入っておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） それでは通告に従って、あす関連質問というかたちで出ればそちらのほうにまわし……。 （「一般質問の中にあるんか」と呼ぶ者あり）今——しておるんですか。（発言する者あり）通告は……。 （「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）それじゃあちょっと通告を確認してください。ちょっと休憩いたします。

午後5時00分休憩

午後5時11分再開

○委員長（河本芳久君） それじゃあ休憩を解いて再開いたします。先ほどからいろいろ御意見が出ておりましたけれど、28年度介護保険特別事業の中に——今審議しておって、いろいろ29年から今後のことについての質問等がからんで、なかなか進展しなかったわけでございますが、一応三好委員のほうから一般質問等の兼ね合いについて、一言御説明をお願いします。

○委員（三好睦子君） 済みません。地域密着型サービスについて、その施設について詳しく明日の一般質問ですと言いましたが、今部長と課長からよく説明を受けましたので一般質問の内容にはこれは入れません。それでよろしくをお願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、それじゃあ一応、今、本年度28年度予算に計上されている内容について、ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それじゃあ、質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。山中委員。



○委員（山中佳子君） この予算については賛成いたしますが、また話しを戻すようですが、新たに地域密着型施設建設に対する要望です。介護職員の高齢化や若い人の介護職離れによる現場の人手不足は喫緊の課題だと思います。ぜひ、その辺のところも考慮していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、要望として受け止めておきます。三好委員。

○委員（三好睦子君） この介護保険の議案に反対いたします。介護保険料が今県下で一番高くて、高い介護保険料をなんとかしてほしいという声もあります。その介護保険について、本当に市民のためになるような介護内容であるように願っておりますが、この介護保険について軽減もあります、本当にこの一番高い介護保険料、そして利用料についても軽減策が行われるように願って、この予算には反対いたします。

○委員長（河本芳久君） はい、三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） ただいまの三好委員の発言の中で、介護保険料が一番高いというような発言がございました。県内、美祢市の介護保険料、県内で一番高いということはありませんので、そのあたりは訂正というか、申し添えておきます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） いいですか。撤回しますか。（「いいえ、しません」と呼ぶ者あり）はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 私が調べたところでは一番トップでした。そして全国的な平均は5,514円、きょう資料を持ってきてないんですけど全国平均よりも高いんです。

○委員長（河本芳久君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 私が県内の保険料の資料を持ち合わせております。上関とかほかのところでも6,525円、6,100円というところがございます。従いまして、県内で一番高いということはありません。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。私はいつも13市のことを思っておりましたので、13市では一番高いです。そして全国的平均を見たときは、それは間違いあり

ません。13市で一番高いです。5期の時は安いのが下から3番目でしたかね、安かったんですけど、5期の時は安かったんですけど6期になって13市の中で一番高いのは間違いありません。

○委員長（河本芳久君） 執行部、それでよろしいですか。それでは、この件については意見はなしと。よって、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手、多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） 議案第18号平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の57ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,311万7,000円と定めるものでございます。

はじめに、保険料の改定について御説明いたします。後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに見直すもので、平成28年度は保険料の改定の年となります。山口県の保険料は2年間の被保険者数、医療費等の見込み、また剰余金、基金積立金の活用により算定しております。平成28年度・平成29年度の所得割率は10.52%、平等割額は5万2,390円となり、平成26年度・平成27年度と比較して、所得割率で0.35ポイントの増、均等割額で1,959円の増となります。

なお、この制度には軽減制度があります。適用後の1人当たりの平均保険料は6万9,414円で、改正前の保険料と比べますと6円の増額となります。

次に、制度改正について御説明いたします。平成28年度では、経済動向等の影響を考慮いたしまして、低所得者の負担軽減を図るため、5割軽減、2割軽減の基準を改め、保険料の軽減対象が拡大されております。この内容を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、28年度の予算を編成しております。

それでは、歳出から御説明いたします。520、521ページをお開きください。歳出の主なものを御説明いたします。2款・1項・1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは、後期高齢者医療保険料3億279万円を初めと

いたしまして、総額で4億3,716万7,000円、対前年度比3,551万9,000円の減となっております。これは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

それでは、歳入に移ります。516、517ページをお開きください。1款・1項ともに後期高齢者医療保険料でございます。合計で3億278万8,000円、対前年度比で2,871万円の減となっております。

次に、3款繰入金・1項一般会計繰入金、1億3,799万2,000円を計上しております。まず、1目事務費繰入金1,467万2,000円の内訳は、後期高齢者医療広域連合の特別会計への事務費負担金1,102万7,000円、市の後期高齢者医療事業特別会計への事務費364万5,000円となります。2目保険基盤安定繰入金1億2,332万円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。年齢で囲い込んだこの保険は保険料も際限なく値上がりしてくる。その囲い込みで、医療も制限されてくるのでこの制度には反対いたします。制度の予算に反対いたします。

○委員長（河本芳久君） それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成28年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の予算書を御用意ください。議案第19号平成28年度美祢市水道事業会計予算について御説明いたします。1ページ目をお開きください。

まず、第2条業務の予定量でございます。上の表の合計欄をごらんください。上水道・簡易水道の業務の予定量を申し上げます。(1) 1号給水戸数は1万392戸、2号年間総給水量は283万9,600m<sup>3</sup>、3号一日平均給水量は7,779m<sup>3</sup>でございます。

では、2ページをお開きください。4号主な建設改良事業でございます。上水道事業は1億2,990万円を計上しています。新しいものは、祖父ヶ瀬浄水場再構築基本設計3,230万円でございます。祖父ヶ瀬の浄水場は昭和34年5月から稼働しておりまして56歳になっております。更新時期を迎えつつありますので硬度低減化装置を含めて更新・機能の再構築を行うものであります。ほかには入見配水池増補改良工事4,520万円を計上しております。

次に簡易水道でございますが、簡易水道事業は合わせて7億6,973万7,000円でございます。主な事業は、上から於福簡易水道水道未普及地域解消事業(田代地区)5,980万円、これは国庫補助事業でございますして配水池の詳細設計と工事をいたします。

次に、国庫補助事業の簡易水道統合整備事業(四郎ヶ原・川東)の配水管布設工事に1億4,052万円、美東簡易水道水源増補改良事業の管布設工事に8,600万円、美東簡易水道硬度低減化施設整備事業の機械設備及び水質調整に9,220万円、国庫補助事業であります、秋吉簡易水道秋吉台上配水池更新事業の配水池工事を1億6,180万円、国庫補助事業、秋吉地域遠隔監視装置更新事業に2,004万4,000円、簡易水道統合整備事業(上野・秋吉)、これは秋吉地区の硬度低減化事業でございます。平成28年度は配水池の設計に4,570万円を計上しております。永明寺及び広谷並びに送水ルート上にあります上野及び丸山の4配水池を統合し、4地域を賄える一つの配水池から配水する計画であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。1款上水道事業収益は3億1,067万7,000円、2款簡易水道事業収益は5億724万9,000円、合計は8億1,792万6,000円でございます。

次に支出でございますが、1款上水道事業費は2億7,508万1,000円、次ページ3ページをごらんください。2款簡易水道事業費は4億3,200万1,000円、合計は、7億708万2,000円でございます。

今年の特色といたしまして、簡潔に申し上げますと上水道区域拡張事業於福下の

の工事が竣工いたしまして、減価償却が始まります。平成28年度から始まるのでございますけれども、減価償却費は年間約1,435万円でございます。

簡易水道では、美東の水道施設台帳の作成が平成27年度に終わりましたので、平成28年度から秋芳の水道施設台帳作成業務を計上しております。これから3年計画3,200万円程度で作成する予定でございます。平成28年度は、1,415万9,000円を計上しているものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。収入合計額は8億5,655万2,000円、企業債は6億9,520万円の借り入れを計上しております。そのほか、繰入金が25万2,000円、負担金及び寄附金640万円、国庫支出金9,023万7,000円、出資金6,446万3,000円でございます。

支出は資本的支出の合計が11億4,336万9,000円、うち建設改良費が9億1,466万7,000円、次の企業債償還金が2億1,870万2,000円、予備費が1,000万円でございます。

上の4条資本的収入及び支出の条文をごらんください。かっこ書き収支の不足額でございますが、2億8,681万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,974万2,000円、過年度分損益勘定留保資金9,810万6,000円、及び当年度分損益勘定留保資金1億2,896万9,000円で補填するものでございます。

では、34ページをお開きください——失礼しました、32ページをお開きください。資本的収入につきまして、予算書第4条で金額の説明をいたしましたので、昨年度までと違う点を補足いたします。2項繰入金でございますが、繰入金は児童手当の一般会計負担分25万2,000円でございます。平成28年度から、基準内繰入であります簡水債償還元金に対する繰り入れを5項の出資金として取り扱うことにいたしました。

では、34ページをお開きください。建設改良費の冒頭に説明したほかのものを御説明をいたします。34ページの工事請負費をごらんください。工事請負費の2行目、吉則地区配水管布設替え工事、その下の国行地区配水管布設替え工事、白岩地区配水管布設替え工事を3,350万円ほど予定をしております。

簡易水道につきましては、36ページをごらんください。工事請負費の文字の2行下でございますが、美東簡易水道配水管布設替え工事、綾木東部簡易水道配水管

布設替え工事、秋吉簡易水道配水管布設替え工事、これを委託料と合わせまして合計1億2,870万円を計上しております。

最後に、予算概要資料3ページからの平成28年度美祢市水道事業予定総益計算書をお開きください。恐れ入ります、4ページをお開きください。下から3行目でございます。当年度の純利益は5,059万6,000円でございます。前年度繰越利益剰余金1億4,593万6,000円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億9,653万2,000円になる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成28年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の美祢市公共下水道事業会計予算書をお開きください。議案第20号平成28年度美祢市公共下水道事業予算について御説明をいたします。1ページ目をお開きください。

まず、業務の予定量でございます。第2条をごらんください。第1号下水道使用戸数は3,915戸、昨年より52戸の増加でございます。第2号年間総処理水量は103万3,000m<sup>3</sup>でございます。第3号一日平均処理水量は2,830m<sup>3</sup>、第4号主な建設改良事業は、美祢市浄化センター改築更新業務1億3,690万円を予定をしております。これは、反応タンク設備工事及び用水設備工事並びに脱水機補機設備工事を行うものでございます。ほかには、稗田地区枝線管渠敷設工事を1,600万円を計上しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の御説明をいたします。収入は、下水道事業収益が9億423万5,000円でございます。営業収益が1億6,037万4,000円、営業外収入が7億4,386万1,000円でございます。支出は5億7,307万1,000円で、内訳は営業費用4億9,902万6,000円、営業外費用7,258万1,000円等でございます。

では、2ページにお進みください。第4条資本的収入及び支出でございます。収入は合計2億2,591万7,000円、うち企業債が7,740万円、補助金7,529万5,000円、水道事業と同じように他会計補助金を改めまして出資金といたしました。出資金が7,181万9,000円、他会計補助金はゼロでございます。受益者負担金が140万2,000円、その他負担金が1,000円でございます。

次に支出でございますが、合計が5億17万9,000円でございます。うち、建設改良費が1億6,540万円、企業債償還金が3億3,377万9,000円、予備費100万円といたしました。条文の括弧書きに示してあります補填財源は、収支の不足額2億7,426万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額663万7,000円、当年度損益勘定留保資金6,406万円、及び繰越利益剰余金処分量1億9,163万2,000円、及び当年度利益剰余金処分量1,193万3,000円で補填するものといたします。

では、3ページをごらんください。第11条で繰越利益剰余金の処分を定めております。繰越利益剰余金1億9,163万2,000円、及び当年度利益剰余金1,193万3,000円を処分します。先ほど御説明いたしましたが、資本的収支で不足した額に剰余金を補填財源として充てるものでございますが、剰余金処分は議決事項でございますので、前もって使い道を予算化するものであります。

では、予算概要説明資料をお開きください。予算概要説明資料の2ページでございます。平成28年度美祢市公共下水道事業の予定損益計算書でございます。ただいま説明しました収益的収支の予算から計算した損益でございますが、下から3行目をごらんください。当年度純利益が3億2,452万7,000円、繰越利益剰余金1億9,161万7,000円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は5億1,614万4,000円になる予定でございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第20号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成28年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第21号平成28年度美祢市病院等事業会計予算について、御説明させていただきます。資料につきましては、白い背表紙の予算書と概要説明資料になります。まず、予算書の1ページをお開きいただければと思います。

最初に予算第2条に規定しております、平成28年度の業務予定量について、御説明申し上げます。（3）一日平均患者（利用者）数の項目をごらんいただけたらと思います。まず、美祢市立病院についてでございますけれども、入院患者数を1日平均で126.4人、前年度比で2.4人の減、外来患者数は各診療科、透析合わせまして191.5人、対前年度比で9.8人の減を見込んでおるところでございます。

続きまして、市立美東病院ですけれども、入院患者につきましては87.7人、対前年度比で7.5人の減、外来患者数につきましては136.2人、対前年度比で5.8人の減を見込んだところでございます。

次に、グリーンヒル美祢についてですけれども、入所者、こちらにつきましては65.5人、短期入所者3人で、ともに対前年で同数を見込んだところでございます。また、通所者数につきましては19人といたしまして、対前年度比で1名の増を見込んだところでございます。

次に、訪問看護ステーションについてですけれども、利用者数を21人、対前年



度比で1名の減を見込んだところになっております。

これらの業務予定量の見込みに基づきまして算定いたしました予算第3条及び第4条に規定しております、収入及び支出の予定額について、御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について、施設ごとに御説明いたしますが、資料といたしましては、概要説明資料のほうになります。こちらのほうの2ページをごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院につきましてですけれども、病院事業収益の当初予算額23億796万8,000円を計上したところでございます。これは、対前年度比で4,413万6,000円の減となっております。その一方、病院事業費用につきましては23億96万4,000円で、対前年度比で841万5,000円の増となったところでございます。

続きまして、美東病院であります。病院事業収益につきましては14億7,228万9,000円、対前年度比で8,288万円の減となったところでございます。その一方、病院事業費用は14億4,154万7,000円で、対前年度比で2,478万4,000円の減となったところでございます。

なお、本年――2年に一度、診療報酬の見直しが行なわれますけれども、本年の4月から新たに診療報酬の改定がなされます。現在では全体で0.84%のマイナス改定となっておりますが、先ほどの補正予算でも申し上げましたとおり、両病院においては、入院患者数、外来患者数ともに減少傾向にはあるところでございます。これに基づきまして、減少の方向で見込んでおるところではございますけれども、それぞれの医療サービスを担保するとともに、新しい診療報酬体系の中でもより精査し、より高い診療報酬加算を得ることにより収益の増に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、グリーンヒル美祢についてですけれども、介護老人保健施設事業収益につきましては3億7,807万円で、対前年度比117万7,000円の減となったところでございます。また、介護老人保健施設事業費用につきましては3億7,794万9,000円で、対前年度比14万2,000円の減を見込んでおるところでございます。

続きまして、訪問看護ステーションにつきましてですけれども、訪問看護事業収益につきましては4,696万4,000円で、対前年度比128万2,000円

の減を見込んでおります。その一方、訪問看護事業費用につきましては4,620万1,000円で、対前年度比で161万4,000円の増を見込んでおるところでございます。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収入総額を41億8,861万2,000円、支出総額を41億4,998万2,000円としておるところでございます。

続きまして、資本的収支について各施設ごとで御説明します。その次の3ページになります。まず、収入についてでございますが、美祢市立病院では1億6,914万5,000円、美東病院では3億186万円、介護老人保健施設が3,579万円を計上しておるところでございます。

次に支出についてですけれども、市立病院のほうが2億6,688万6,000円、美東病院では3億5,619万5,000円、介護老人保健施設が3,528万5,000円を計上したところでございます。この支出の明細につきましては、予算書のほうの一番最後のページになります。41ページになります。こちらのほうに細目をお示ししております。このうち、工事請負費につきましては美祢市立病院におきまして、老朽化の著しい正面玄関のひさし、それに併せ、手術室の設備改修に要する費用を計上しております。また、資産購入費につきましては、機器導入後耐用年数が経過したもの、それに加え、それ以上一定期間経過している機器の更新に係る費用及び美東病院におきましては、電子カルテシステムの導入、グリーンヒル美祢ではナースコールシステムの改修に要する経費を計上したところでございます。

それでは、概要説明資料のほうにお戻りいただきまして、以上の結果、収入総額を5億679万5,000円、支出総額を6億5,836万6,000円といたしまして、収入額が支出額に対し不足する額1億5,157万1,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして、以上の収支予定額に基づき作成しました財務資料——この資料のこの10ページ、11ページになります。ここでは、平成28年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書をお示ししておりますけれども、当年度純利益といたしまして3,747万2,000円を見込みまして、前年度繰越欠損金4億2,178

万5, 000円を差し引きした結果、当年度未処理欠損金につきましては3億8, 431万3, 000円となるものと見込んでおります。

議案第21号平成28年度美祢市病院等事業会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。これより、議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） 議案第41号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更についてであります。議案書が41-1から3ページ、資料が70から74ページになります。

これは、平成28年3月31日限りで美祢市萩市競艇組合が脱退すること等、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、また共同処理する事務の構成団体の変更など、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。これより、議案第41号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案第42号美祢市過疎地域自立促進計画の策定について御説明をいたします。議案書の42-1ページをごらんください。また、別冊といたしまして、過疎地域自立促進計画（案）を配付いたしております。

本議案は、美祢市過疎地域自立促進計画の根拠法であります、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が、平成28年3月31日から平成33年3月31日まで5年間延長されたことから、改正前の同法の有効期限に合わせて計画期間を平成27年度までとしておりました、美祢市過疎地域自立促進計画を新たに平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間として策定するものであります。

また、本計画に基づいて行う事業につきましては、財政的に有利であります過疎対策事業債の発行や、国庫補助率のかさ上げなどの優遇措置を受けることができます。

なお、このたび策定します計画は、現行の計画と同様に第1次美祢市総合計画を基本とし、後期基本計画と整合性を保つようにはしておりますが、5年間の計画期間内に現在掲載していない新たな事業を実施することとなった場合には、本計画を変更して、新たな事業を掲載することといたしております。

以上、美祢市過疎地域自立促進計画の策定につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。これより、議案第42号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、及び議案第44号江原辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定については関連がありますので、一括議題といたします。執行部より、説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、最初に議案第43号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について御説明をいたします。議案書43-1ページをお開き願います。

本議案は、辺地に係る公共施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、美東町桂坂、岩波地域を辺地と定める辺地総合整備計画を策定するため、同法第3条第1項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして、43-2ページの下の方、3公共施設の整備計画をごらんください。桂岩地域につきましては、これまでも平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とします辺地総合整備計画を策定しておりましたが、このたび計画期間が終了することから、改めて公共施設の整備期間に合わせて、計画期間を平成28年度から平成31年度までの4年間とする辺地総合整備計画を策定するものであります。なお、具体的な事業としましては、市道岡村正の田線の道路改良を行うものであり、事業の実施にあたりましては辺地対策事業債を活用する予定としています。

続きまして、1枚めくっていただきまして44-1ページをごらんください。議案第44号は、江原辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてであります。本議案につきましても、辺地に係る公共的施設の総合整

備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、秋芳町江原地域を辺地と定める辺地総合整備計画を策定するために、同法第3条第1項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして44-2ページの下のほう、3公共施設の整備計画をごらんください。江原地域につきましては、公共施設の整備期間に合わせて、計画期間を平成28年度の1年間とする計画を策定することにしており、具体的には、休憩所及びトイレの整備を行うものであり、事業の実施にあたっては、辺地対策事業債を活用する予定としております。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。2つの議案に対する、質疑はございませんか。

○委員（岡山 隆君） 今説明がありました、この江原辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定ということで、説明がありました。今、辺地対策事業債、今後活用されるということでありまして、通常この過疎債もいろいろこういった事業に対して、いろんな面での対応があると思うんですけど、こういった過疎債とか辺地対策事業債については、どの程度の補助率があるのかどうかもまず第1点。

それと辺地の概況、地域この……105点とか一応ありますけども、こういったところのものが過疎地域の概況として、このポイントが、点数が105点——ふえていくのかどうか、この辺について2点お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。まず、1点目、過疎対策事業債並びに辺地対策事業債についての補助率という感じの御発言がありましたけれども、こちらのほうは、お金を借りる——起債とよく言われるものですが、この違いについて御説明をいたします。

過疎対策事業債と辺地対策事業債の財政上の大きな違いを申し上げますと、普通交付税を算定する際の基準財政事業額に算入できる元利償還金の割合が過疎対策事業債は70%であるのに対して、辺地対策事業債は80%であり、辺地対策事業債のほうがより財政的に有利な起債であるというものではございます。

続きまして、辺地のほかのところということですが、辺地という考え方、

この計画をつくることができるのは、「へんぴ」という……辺地度点数という基準がございます。これはどうやって出すかという、面積と人口の要件及びへんぴな程度の基準に基づき辺地度点数という客観的資料を算出して辺地度点数が100点以上であれば辺地とされます。美祢市におきましても、こういう該当するところありましたら、こちらのほうの起債を借りて事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、2つの議案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと認めます。それでは、まず最初に議案第43号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案33件につきましての審査を終了いたしました。長時間にわたり委員の皆さん大変御苦労さんでございました。

ほかに御意見はございませんでしょうか。はい、高木委員。

○委員（高木法生君） 病院への要望ということで、一般質問すればよかったんですけども、通告いたしておりませんので、この委員会のその他ということで発言させていただきたいと思っております。

市民の皆様からですね、病院にATMを設置してほしいというような要望がございました。やはり、診療費の支払い等がですね、やはり足の不自由な方が院内で解決すれば一番いいんですけれども、よそに行かなくてはならないということで、まあ外出すれば道路渡ったりすることで、事故につながる可能性もありますのでですね、そういったことを考慮して、ATMを今後設置する予定というか、検討されることがあるのかどうか、御答弁できればお願いしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、池田市立美東病院事務長。

○市立美東病院事務長（池田正義君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

恐らく病院事業局っていうか、2つの病院でATMが設置してないのは美東病院のことですので、美東病院のことをおっしゃられたということ解してですね、私のほうで回答させていただきたいと思います。

美東病院内のATMにつきましては、実は平成25年5月に院内に設置しております御意見箱に書面で寄せられたことがございます。その回答を差し上げた内容をお伝えしますと、まあATMの設置というのは、設置費用、維持費、これを金融機関が全部負担することになっております。

ですから、利用者がある程度見込まれないと設置ができないということになっておったという旨をですね、回答差し上げたところでございます。

で、この御意見——25年5月以降の御意見としましては、設置してほしいという意見は、実は3カ月くらい前に病院が休診日だった土曜日か日曜日だったと思うんですが、入院患者様が受付の者に対して、まあATMが設置してあるといいねというふうな御意見をいただいた……のみ1件がその意見以降あるというふうに私が把握しておるところでございます。

ですから、今後においても院内に設置してほしいという意見、御要望がですね、多数が出て利用者が見込まれるということがあればですね、設置について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、高木委員。

○委員（高木法生君） いずれにしても、いろいろ金融機関との折衝もございましょうから、また機会がございましたら、よろしくこの解決に向けて頑張ってくださいと、このように思います。



以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　じゃあ、要望として受け止めておいてください。ほかに委員……はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　今ので私も思ったんですが、美東病院に——美祢市立病院はわかりませんが、美東病院にMY Tが映らないという事で、MY Tを映してもらえようにしていただきたいということでした。

それから、ほかの公共施設もMY Tが無いように聞いたんですが——ので、公共施設っていうか……市民が集まる所にはMY Tを置いていただきたいなと思います。特に美東病院からは住民の方からのMY Tが観たいという御意見がありましたので、よろしく願いいたします。要望です。

○委員長（河本芳久君）　要望ということでございます。何か回答がありますか。どうぞ、池田市立美東病院事務長。

○市立美東病院事務長（池田正義君）　済みません。ちょっと私のほうでMY Tが入るかどうか確認できておりませんけれども、確認しまして、テレビが置いてある状況には変わりございませんので、恐らく映るようにはなると思いますので、そのあたりを早急に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　要望に対する検討ということで。ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　ないようでしたら、これをもって本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

午後6時05分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月2日

総務民生委員長

河本芳久